

第3回公開質問状

概ね誠実にご回答いただけていると評価しておりますが、事実関係について報道と異なる部分、被害者名簿の取り扱いに関する貴省の評価について首肯しがたい点がありますので、以下の通り、再再度質問させていただきます。

記

1. 原告である榎原氏の長女が、未認定から認定された被害者であることを貴省が確認をしたかったのであれば、他の患者の氏名部分を隠すなどして、原告の氏名の部分だけを持参すればいいものを、なぜ、455人分全員が露出したものを移動させたのか？
2. 貴省が貴省当該職員から聞き取りした内容によると、当該職員は、「資料が自分の鞆にはいらないから」という理由で、そもそも東京から持ち出す段階で、裁判資料を「紙袋」に入れて長距離移動させていたという。常識的には、書類が入る鞆か、ケースを最初を選ぶものだ。貴省は、「手元から離さなければいい」などと当たり前のことを言われるが、そもそも被害者の名簿を、「出張先への手土産程度」なみに取り扱っていたことに関して、貴省の明確な評価が見られない。この点をどう考えるのか？
3. “遠方への出張時には直行直帰を認めていたから、名簿も自宅に持ち帰っていた”、との説明だけでは今後に教訓が何も残らない。「手元から離さなければ自宅に持ち帰ってもよい」のか？そもそも問題の名簿は、前提として、自宅に持ち帰るべき書類ではないと考えるべきではないのか？
【理由】早く帰りたいからと被害者の名簿を自宅にまで持ち帰るという「怠惰な精神構造」を猛省しないと、今後も勝手なデータ複製やファイル紛失が発生する。「手元から離さないようにする」という常識以前の問題。網棚に放り上げたりする非常識な行為は「怠惰な精神構造」から生まれるもの。
4. 貴省は自らホームページで公表しているように、「平成24年3月31日現在で被害者数は13,432名」としている。一方、最低限の説明をしたといいつつ、死亡者数をなぜか公表していない。13,432名が認定患者数だと考えるが、その認定名簿はどこが所有しているのか？
13,432名のうち、現在まで死亡に至った被害者の数は何名か？
【理由】遺失した名簿は、貴省の主張では、「昭和54年8月から9月にかけて「森永ひ素ミルク飲用者証明交付申請書」を受け付けた方のリストであり、掲載されている方は症状が重症である方に限られるものではありません。当該名簿は、本裁判の原告の方が森永乳業製の粉ミルクを飲用した被害者であることを確認するために使用いたしました。」とあるが、これは読み取り方によっては、飲用を正式に「認定」された被害者数が455名しか存在しないかのように世間に誤解を与える。認定患者数と、手帳交付、そして、いろいろな種類の手帳交付があるなかで、一部だけを云々することは、大きな誤解を生じさせかねない。未認定患者を認定した場合、貴省は従来、黒色の手帳を発行しているが、例えば昭和48年9月29日発行のものは「森永ミルク中毒被害者証明書」という名称であり、昭和54年8月24日発行のものは「森永ひ素ミルク飲用者証明」である。もう少しトータルな説明をすべきだろう。
5. 貴省は、第二回目の回答で名簿が「盗難」にあったと表現を変えた。盗難届けを予防措置的に出すのは必須としても、省庁が国民に説明するときには、現状では「紛失」が正しい説明ではないか？
【理由】盗難は、例えば、寝ている間に膝の上の鞆を持ち逃げされたような事例であれば妥当。だが網棚に放り上げたままで、自分は下の座席でお気楽に携帯音楽を聞くなど、名簿をぞんざいに扱ったことが前提にある場合、まず「紛失」だと表現するのが常識。そういう意味で、メディアは常識感覚を働かせ

て書いたと思われる。貴省は、表現方法ひとつとっても、当該職員の責任を軽くみせようという意図があるのではないかとよく考えてほしい。現金入りの封筒を玄関の外に放り投げておいて、朝起きたら無くなってから「盗難だ」と警察に被害届けを出して、まともに相手にしてもらえるだろうか？ 貴省当該職員の行動は、「紛失」どころではない。事実上の「遺棄」と思われても仕方が無いのではないかと。

6. メディアの多くは「紛失」と報道している。貴省の説明を受けると、メディア側の誤報となるが、そう解釈してよいのか？

7. NHK は名簿を「重症者」と報じたが、その内容は事実とは異なる誤報だと解釈して良いのか？

8. 裁判についての最低限の説明なら、原告の人数を書くより、被告が4者（貴省、森永乳業株式会社、公益財団法人ひかり協会、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会）存在するということ、まず先に書くべきではないのか？

【理由】裁判所でも被告と原告の名前は最優先で公開していることは世間の常識。係争の構成を示す最低限の情報を書かず、優先度の低い原告の人数を敢えてカッコ付けで書くところに、原告が少人数であり、取るに足りない裁判であるかのように印象づけをしようとした姿勢が見えるとの意見もある。

9. 貴省は被害者に基金や被害者団体を通じて対処するといわれるが、被害者に対する非常識な差別的言辭が目立つ現・被害者団体と救済基金（公益財団法人ひかり協会）の2団体（幹部兼任）に依頼して、今後発生するかもしれない差別事案に対処できると本当にお考えか？ 同ひかり協会の理事長は自身の経営する病院で横浜市側から不当利得が摘発されているような人物だ。貴省の不祥事は、貴省が直接動いて対応すべきではないのか？

【資料】ひかり協会職員の差別暴言 <http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/kyoukaisyokuin-sabetubougen-03.pdf>
公益財団法人ひかり協会理事長（現職）は、2009年に不当利得で告訴され、2011年の倒産事例では負債総額37億円で不法行為債権の存在が露呈（帝国データバンク）、2012年には医療機関債を発行した病院を閉鎖 <http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/morinaga-hiso-hikari-kyoukai-fukuwatari-yasushi-rjicyo.htm>
被害者家族が協会を告発 <http://ww3.tiki.ne.jp/~jcn-o/jinnkenkyuusai.htm>

10.“名簿には住所地番まで掲載されていないから差別事案は発生しない”というが、人間同士が疎遠すぎる東京の発想で、地方コミュニティの現状を語っていること自体が認識の甘さを示している。地方では住所地番から被害者が特定されるわけではない。噂によって情報が駆け巡るのである。名簿が悪意の第三者にわたりネットで公開されたりすれば、地方では瞬時に特定される。市町村で同姓同名の人物はいても数人以内だからだ。“地番まで掲載されていないから、差別につながらないでしょう”という貴省の見解は、現実世界から大きく乖離していると考えないのか？

11. 貴省は“地番まで掲載されていないから、差別につながらないでしょう”“でもご心配な方は連絡ください”と書くが、“将来発生するかもしれない差別を心配する人が貴省に連絡をとる”と、一体なにが解決されるというのか？ 具体的にお示しいただきたい。

12. なお、ご回答は、質問番号に対応した形であれば幸いです。この質問状は当資料館ホームページで公開します。ご回答は、文書にてお願いします。なおGW休暇も考慮し、僭越ながら、御熟考の期間を3週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成25年5月17日（金）とさせていただきます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから延長等のご希望があるときは、ご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。また、透明性を期するため貴省からのご回答も当館ホームページで公開させていただきます。なお追加の質問をさせて頂く場合もございますので、宜しくお申し上げます。

以上

【参考資料 1】

平成 25 年 3 月 1 日

【宛先、以下2箇所】

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 御中

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

Tel. 086-224-0737

平成 25 年 2 月 20 日に発生した、
「厚生労働省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件被害者名簿等の紛失」
に関する公開質問状

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先般、2 月 20 日に都内で発生しました貴省職員による森永ヒ素ミルク中毒事件患者名簿 455 人及び裁判関係者の個人情報紛失という事態に関しまして、以下の通り質問申し上げますので、ご回答方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

はじめに

今回の事態は、例えば、“民間企業の社員が顧客のデータをファイル交換ソフトで流出させてしまった”という類の個人情報紛失のレベルとは、全く桁違いの重大性を有する問題であり、公害被害者の名簿を公共空間で紛失するという事態は、おそらく、戦後行政史の中では初めての重大な不祥事であり、被害者の人権をあまりに軽く考えている行為であると言えます。

ア) 貴省のホームページでは、何の目的から、これだけ多量の被害者の名簿を長距離に移動させていたかについて、極めて曖昧な説明しか行われておりません。貴省は、職員が大量の被害者名簿を携帯していたのは、あたかも“裁判上の都合から自然であるかのごとく”の説明をされています。しかし、貴省がホームページで別添PDFを製作公開し、そこで、わざわざ、原告は「一人」と強調されていることからみても、この名簿は全く不要と思われます。貴省ホームページで公表されている説明は最小限かつ不自然であり、名簿の所属と移動履歴、貴省内作成名簿を貴省内から持ち出したのか、或いは岡山で何者かから譲渡されたのか、貴省が岡山で何者かに譲渡・公開しようとしたのか、の事実関係等について、更なる真相解明と説明責任を求めるものです。

イ) 被害者は今もなお後遺症に苦しめられているばかりか、更に氏名が特定された場合、結婚や就職などにおいて、家族親戚・子どもの世代にまで及ぶ日常的で厳しい差別に苦しんでいます。このような環境の中で、その大量の患者名簿を外部へ持ち出した上に紛失などという事態は、絶対にあってはならないことです。メディア関係者でも被害者取材には多大の神経を払っておられ、最高度にセンシティブなデータといえます。それを電車の網棚に放置など、まさに「パンドラの箱を開ける」に等しい被害者を軽んずる行為とも言えます。さらには、企業と国の癒着で

20年近くにわたり抹殺され、痛めつけられた被害者にとって、半世紀後に再再度降って湧いた追い討ちにも匹敵する衝撃的な事態です。そのきわめて慎重に取り扱われるべき名簿を電車の「網棚に紙袋入りで放置して、携帯で音楽を聴いていた」という一部報道内容からみられるような、貴省の公害被害者を軽んじる姿勢には信じ難いものがあり、憤りを禁じえません。このような取り扱いを生んだ背景事情について徹底的な真相究明と説明責任を求めます。

ウ)以下の通り、当館は学術研究機関として質問状を発し、貴省の見解を問います。

【質問内容】

1. 今回「紛失した名簿」(以下、「名簿」と称す)の作成元の組織名と所属先の組織名。
2. 被害者のどんな情報が含まれているのか？(実名では当然必要ではなく、障害の軽重、姓名、後見人、年齢、住所、などデータのカテゴリー別に詳細をご説明いただきたい。現被害者団体に所属していない、多くの被害者の遺族・子息への差別事案の発生懸念も含まれる。)
3. 名簿は
 - ア)職員(以下、「貴省当該職員」と称す)が貴省内から持ち出し岡山まで運んだものか？
 - イ)それとも岡山で貴省以外の団体から譲渡されたものか？
4. 前項3のア)の場合、裁判の原告は一人であり、455名もの大量の患者名簿は裁判に不要と思われるが、何の目的をもって、貴省当該職員が岡山まで運搬したのか？
5. 前項3のイ)の場合、譲渡元の団体名を公開していただきたい。
6. 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？
7. なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？
8. なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？
9. 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？
10. 貴省当該職員はこの一件で何らかの処分を受けたのか？
11. 貴省は報道向けのホームページでPDFファイルを公開し、本件訴訟の原告をわざわざ「(1名)」と書き、内容を「生活手当での額が低い」ときわめて大雑把に表現しているが、これは被告としての主張か？それとも省庁としての説明か？
12. 今後悪用される危険性を防止するための有効な対策をどう考えているのか？そして、紛失した被害者対象者への個別の説明責任はどうするのか？
13. なおこの質問状は当資料館ホームページで公開します。

ご回答は、文書にてお願いします。なお、僭越ながら、御熟考の期間を1週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成25年3月11日とさせていただきます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから、期限延長等のご希望があるときは、文書でもってご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。但し事実認定に関する質問であることをご承知おきください。

また、透明性を期するため貴省からのご回答文面も当館ホームページで公開させていただきますことを、付け加えておきます。なお追加の質問をさせていただく場合もございますので、宜しく願い申し上げます。

以上

【参考資料2】

第2回公開質問状

平成 25 年 3 月 29 日

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 御中

森永ヒ素ミルク中毒事件 資料館

館長 岡崎久弥

〒700-0811 岡山市北区番町 1-10-30

Tel. 086-224-0737

貴省からの書簡、去る 3 月 13 日付で拝受致しました。ご多忙中、誠にありがとうございます。謝罪の御意志が随所に感じられるものであり、貴省がこの度の事件の重大性を非常に深刻に認識されている証であると受け止めております。

さて、私共は、この度の不祥事に関して、被害者の遺家族として多大なる憤りを感じております。しかし、先の公開質問状で、私共が貴省に求めているのは、謝罪ではなく、具体的事実に関する説明です。しかも国家の安全に関わるような機密情報の開示を求めているわけでもありません。

事実についての国民への説明責任は、公共機関の責務だと考えます。しかしながら、貴省からの書簡では、当方のお尋ねしたことに関しては、十分に整合性あるお答えをいただけておりません。

そこで、以下の通り、再質問をさせていただきますので、宜しく願い申し上げます。

記

1. 当方の質問事項の6番から9番までご回答頂けなかった理由を教えてください。
 1. に関し、以下、第 1 回公開質問の 6 番から 9 番までを再掲します。
2. (旧 6) 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？
3. (旧 7) なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？
4. (旧 8) なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？
5. (旧 9) 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？
6. 前項 5. (旧 9) をご承知なら、具体例を挙げて、お示しいただきたい。
7. 紛失した名簿には、障害の度合いなどは記載されていないとのことですが、軽症者から重症者までが混在した名簿でしょうか。それとも名簿そのものが、はじめから、国指定の 1 級と 2 級に該当する重症者に絞り込まれているものにとらえてよいのか？
8. なぜ、職員は網棚にあげたのか？(当人の説明している理由とそれを受けての貴省の見解)
9. なぜ、職員は自宅に持ち帰ろうとしていたのか？(当人の説明している理由とそれを受けての貴省の見解)
10. 氏名と大雑把な居住地しか記載されない名簿がなぜ裁判に必要なのか？
11. 現状のデータでは差別につながらないと見解を示すことができる論理的理由。
12. 処分の内容は、公表される予定か？
13. 貴省がお詫び広報のホームページで公開した「裁判についての最低限の情報」では、原告の提訴の趣旨に誤解を招く可能性があると思われないか？ なぜ容量が限られた広報で、「最低限の情報」に、原告の数をわざわざ「一人」と強調されたのか？
14. なおこの質問状は当資料館ホームページで公開します。ご回答は、文書にてお願いいたします。なお、僭越ながら、御熟考の期間を2週間程度と考え、ご回答期限を仮設定で平成 25 年 4 月 15 日(月)とさせていただきます。

きます。ただし、貴省のご都合もあるでしょうから、期限延長等のご希望があるときは、文書でもってご連絡ください。誠意をもって調整を図りたいと存じます。但し事実認定に関する質問であることをご承知おきください。また、透明性を期するため貴省からのご回答文面も当館ホームページで公開させていただきますことを、付け加えておきます。なお追加の質問をさせていただく場合もございますので、宜しく願い申し上げます。

以上

【参考資料3】

	第1回質問事項	厚生労働省 初回 回答	評価	第2回質問事項	厚生労働省 第2回 回答	
1	今回「紛失した名簿」(以下、「名簿」と称す)の作成元の組織名と帰属先の組織名。	ひ(ママ)素の混入した森永乳業製の粉ミルクを飲用したことの証明書を厚生省(現厚生労働省)と財団法人ひかり協会が連名で交付するため、昭和54年に、財団法人ひかり協会が厚生省に交付対象者を協議する目的で作成し、厚生省が保管していたものです。	交付対象者協議の目的で作成し、本人を特定する目的の名簿であるかのようなご回答。	当方の質問事項の6番から9番までご回答頂けなかった理由を教えてください。	回答なし	
2	被害者のどんな情報が含まれているのか？(実名では当然必要ではなく、障害の軽重、姓名、後見人、年齢、住所、などデータのカテゴリ別に詳細をご説明いただきたい。現被害者団体に所属していない、多くの被害者の遺族・子息への差別事案の発生懸念も含まれる。)	個人情報として記載されている事項は、昭和54年当時の氏名と居住市町村のみであり、ご指摘の障害の軽重、後見人、年齢等は含まれておりません。	2. では本人を特定できるデータではないと強調されている。	紛失した名簿には、障害の度合いなどは記載されていないことですが、軽症者から重症者までが混在した名簿でしょうか。それとも名簿そのものが、はじめから、国指定の1級と2級に該当する重症者に絞り込まれているものにとらえてよいのか？	遺失した名簿は、財団法人ひかり協会が昭和54年8月から9月にかけて「森永ひ素ミルク飲用者証明書交付申請書」を受け付けた方のリストであり、掲載されている方は症状が重症である方に限られるものではありません。	「森永ひ素ミルク飲用者証明交付申請書」は、すべての被害者の認定に関する証明ではない。
3	名簿は ア)職員(以下、「貴省当該職員」と称す)が貴省内から持ち出し岡山まで運んだものか？ イ)それとも岡山で貴省以外の団体から譲渡されたものか？	当該名簿は、本裁判の原告の方が森永乳業製の粉ミルクを飲用した被害者であることを確認するために使用したものであり、	3では本人を特定するために携行していたとされている。 1.2.3.への回答は相互に矛盾			

4	前項3のア)の場合、裁判の原告は一人であり、455名もの大量の患者名簿は裁判に不要と思われるが、何の目的をもって、貴省当該職員が岡山まで運搬したのか？	裁判上必要となる可能性があるため、厚生労働省職員が本裁判に出廷する際に携行していたものです。	本人が特定できないデータを運搬して、原告をどう特定するのか？原告に関する個人データがあれば済むのではないか？	氏名と大雑把な居住地しか記載されない名簿がなぜ裁判に必要なのか？	当該名簿は、本裁判の原告の方が森永乳業製の粉ミルクを飲用した被害者であることを確認するために使用いたしました。当該名簿は、本裁判に関する資料の一つとしてファイルに綴り、当課の職員が本裁判に出廷する際には関係者から質問された場合等に備え当該ファイルを携行することとしておりました。	原告のデータ部分しか必要ないはずである。
5	前項3のイ)の場合、譲渡元の団体名を公開していただきたい。					
6	貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？	回答なし	職員のモラルに関する重要な事実関係と考えるが？	(旧 6) 貴省当該職員が自宅にまで持ち帰ろうとしていたのはなぜか？なぜ、職員は自宅に持ち帰ろうとしていたのか？(当人の説明している理由とそれを受けての貴省の見解)	出廷に当たっては、遠隔地への出張であることから、従来より自宅から直接出張先に向かい、出張先から直接帰宅することを認めていました。このため、2月20日も当該職員は自宅にファイルを持ち帰ろうとしていたものです。	直行直帰でも持ち帰っていいものと悪いものがあるのではないか？
7	なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？	回答なし	〃	(旧 7) なぜ貴省当該職員は自分のカバンにいれず、紙袋に入れていたのか？	遺失時の状況について、当該職員から聴取したところ、 ①自らの鞆にはファイルが入りきらなかったため紙袋に入れて携行した。	東京から持ち出す際に、すでに紙袋に入れていたということ。まるで、「手土産扱い」、である。被害者の視点などまるでない。
8	なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？	回答なし	〃	(旧 8) なぜ貴省当該職員は、手元から離れたのか？なぜ、職員は網棚にあげたのか？(当人の説明している理由とそれを受けての貴省の見解)	②東京駅で地下鉄に乗車した際に、車内が混雑していたため座席上の荷物置きにその紙袋を置いた。 ③車内では、音楽を聴きながら読書をしていました。 ことが確認されております。	

9	貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？	回答なし	差別への認識がないのなら、お詫びは何のため？	(旧 9) 貴省及び貴省当該職員は被害者が差別に晒されている現実をご承知か？ 前項 5. (旧 9)をご承知なら、具体例を挙げて、お示しいただきたい。	被害者やご家族の方々の中には差別を受けることを心配されて森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会等が郵便物を自宅に送ることをお断りになる方がおられるなど、被害者であること等が他者に知られることを懸念される状況があることを伺っています。	差別を受けることを心配している人もいれば、現に差別され続けている人も沢山いる。
10	貴省当該職員はこの一件で何らかの処分を受けたのか？	関係職員については必要な処分を行う予定としています。	公開予定であるか？	処分の内容は、公表される予定か？	本事案を受け、当該職員及びその上司に対して処分(文書による厳重注意等)を行い、その旨、厚生労働省のホームページ(アドレス略)において公表いたしました。	非常に軽い処分
11	貴省は報道向けのホームページでPDFファイルを公開し、本件訴訟の原告をわざわざ「(1名)」と書き、内容を「生活手当の額が低い」ときわめて大雑把に表現しているが、これは被告としての主張か？それとも省庁としての説明か？	報道関係者に対して本裁判について簡潔に説明する必要があることから、報道発表を行う厚生労働省食品安全部企画情報課において、裁判所に提出された訴状を基に必要最小限の記載を行いました。	必要最小限の説明に原告の人数は必須か？	貴省がお詫び広報のホームページで公開した「裁判についての最低限の情報」では、原告の提訴の趣旨に誤解を招く可能性があると思われませんか？なぜ容量が限られた広報で、「最低限の情報」に、原告の数をわざわざ「一人」と強調されたのか？	裁判の規模については、訴状において、原告のほか、原告成年後見人1名、原告代理人弁護士1名の氏名が記載されておりましたが、原告は1名であったことから1名と記載いたしました。裁判の内容については、訴状において、冒頭に「損害賠償等請求事件」と記載され、請求内容として、現実に支給を受けた生活補償額が低いことから、本来受け取るべき生活補償額との差額及び精神的苦痛の慰謝料を請求されていることを踏まえて、報道発表資料のとおり簡潔に記載を行ったものです。以上のように、今回の報道発表資料の記載は訴状を基に行ったものであり、裁判の内容について事実を曲げて意図的に記載したというようなことは決してありません。	事実を曲げているとは言っていない。事実のチョイスの仕方に意図が見える」と指摘している。 現に、裁判の最低基本情報である、「誰が被告であるか？」さえ、一行も紹介していない。 そんなイロハの基本情報を紹介せずして、“訴状に原告の人数が1名とあったから1名と書いた”とは…。

12	<p>今後に悪用される危険性を防止するための有効な対策をどう考えているのか？そして、紛失した被害者対象者への個別の説明責任はどうするのか？</p>	<p>(前略…ホームページに掲載)ご説明の方策について、被害者救済事業を実施している公益財団法人ひかり協会等とご相談しているところです。</p>	<p>ひかり協会は被害者を組織している団体ではない。現・被害者団体も被害者の20%以下しか組織していない。</p>	<p>現状のデータでは差別につながらないと見解を示すことができる論理的理由。</p>	<p>当該名簿に記載されているのは、氏名及び昭和54年当時の居住市町村名のみで現在の住所を特定できるものではないことなどから、名簿に掲載された方に直接ご迷惑がかかる可能性は低いと考えております。しかしながら、万一の事態を考え、何か気になることが生じたりご心配の点がある場合に対応する窓口を設けることとし、厚生労働省のホームページで連絡先をご案内したほか、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会の機関紙にも連絡先を掲載いただきました。今後、ひかり協会の機関紙でも同様に掲載していただくようお願いしているところです。」</p>	<p>番地が記載だれていなくても、もし公開されてしまえば、容易に特定される。同姓同名に人物は地方都市では、仮に居ても数名以内だ。</p> <p>“差別で気になることがあれば窓口へ相談を” … いまひとつ意味が理解できない。 …差別されたことがない人だけが使える特異な言い回しのように見える。</p> <p>しかも、被害者差別をする言辞を平然と弄する被害者団体に、差別防止なるものを依頼して何か効果があるのだろうか？ 役所は、自分が生み出した事態に自分で責任を果たすために、汗をかいて走るつもりは、ないのだろうか？</p> <p>1955年から20年間、森永乳業を助けるために日本中に御用学者組織を作り、多大な労力を費やして被害者圧殺の片棒を積極的に担いだ省庁の後進省庁が、子供じみた不祥事を起しても、今は、被害者への責任は最小限の労力でしか考えないというのは、いかがなものか？</p>
----	---	--	---	--	---	--